

一般財団法人佐渡市スポーツ協会選手育成強化事業助成要綱

平成 27 年 5 月 30 日 要綱第 1 号

(助成の目的)

第 1 条 この要綱は、一般財団法人佐渡市スポーツ協会の加盟団体（以下「加盟団体」という。）が選手（小学生、中学生及び高校生）の育成強化を図るために実施する事業に対し、経費の一部を助成することを目的とする。

(助成の対象)

第 2 条 助成の対象は、当該年度中に加盟団体が行う練習試合及び強化合宿等の事業とする。

2 助成の対象者（以下「対象者」という。）は、県大会においてベスト 8 以上かつ出場団体又は選手の 4 分の 1 以内（当該県大会の予選大会の出場団体又は選手を含む。）の成績を収めた団体又は選手が所属する団体とする。この場合において、同一の成績を収めた団体又は選手がいるときは、その全てを加えた数を成績とする。

3 前項の規定にかかわらず、県大会において優勝した団体又は選手は、助成の対象とする。ただし、競技が実施されなかった場合は、対象としない。

4 助成対象期間は、前 2 項の成績を収めた月の翌月から 12 か月とする。

5 全国大会又は全国大会の予選の地区大会（複数の都道府県が対象の大会）に出場する新潟県代表チームに選抜された選手（以下「選抜選手」という。）が所属する団体とし、そのチームで選抜選手として活動する期間を助成の対象とする。

(助成対象経費)

第 3 条 助成の対象となる経費は、佐渡島外で実施する練習試合及び強化合宿等に要する旅費及び宿泊経費とする。

(助成金の額)

第 4 条 助成金の額は、1 人当たり、小学生日帰り 1,000 円、中学生及び高校生日帰り 2,000 円、小学生 1 泊 5,000 円、2 泊 9,000 円、中学生及び高校生 1 泊 6,000 円、2 泊 10,000 円とし、それぞれ 2 泊までを上限とする。1 回の助成対象者数の上限は、助成対象となった大会に登録された選手数までとする。引率指導者については、個人種目は 1 回につき 1 人まで、団体種目は 1 回につき 2 人まで、選抜選手は代表チーム毎に 1 回につき 1 人までとし、助成金の額は中学生及び高校生に準ずる。ただし、その他の助成等を受ける場合は、助成金の額を減額又は支給しないことができる。

2 対象者が受けられる助成金の総額は、1 助成対象期間内に団体種目については 30 万円を、個人種目については 6 万円を上限とする。ただし、同一助成期間に 2 以上の種目で助成対象となった場合でも、重複して支給しない。

3 対象者が助成期間中に、新たに第2条の助成対象となった場合、重複する期間については、重複して支給しない。この場合の助成額は、助成期間から重複する期間を除いた期間の月数に前項の助成金の総額を12で除した額を乗じて得た額とする。

4 第2条第5項の助成対象となった場合の助成額の上限は、選抜選手1人につき個人種目と同額とし、助成期間の月数（1月に満たない場合は、切捨てる。）に第2項の助成金の総額を12で除した額を乗じて得た額とする。

（交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする団体の代表者（以下「代表者」という。）は、選手育成強化事業助成金申請書（様式第1号）に成績を証明できる大会結果等の資料を添えて、一般財団法人佐渡市スポーツ協会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

2 交付申請は、助成金の上限に達するまで、複数回申請できるものとする。

（助成金交付の決定）

第6条 会長は、前条の助成金の交付申請を受理したときは、内容を審査の上、適当と認めたものについて、助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により代表者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 補助金の交付決定を受けた団体は、事業が終了後速やかに選手育成強化事業練習試合・強化合宿等実績書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第8条 会長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときには、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、選手育成強化事業助成金交付確定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（助成金の交付）

第9条 会長は、前条の規定による助成金の額の確定後、選手育成強化事業助成金交付確定通知書（様式第4号）に基づき速やかに助成金を交付する。

（その他）

第10条 この要綱に定めなき事項又は疑義が生じた事項については、その都度、佐渡市スポーツ協会と代表者が協議して決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。